

令和 9 年増殖呈示量決定までの流れ

第 1 回の漁場管理委員会で検討



令和 7・8 年の実績から令和 9 年増殖呈示量（案）を作成



第 3 回の漁場管理委員会で決定



令和 9 年 3 月に各漁業協同組合に提示

令和 9 年増殖呈示量について

1 趣旨

第五種共同漁業権では、漁業法第 168 条により免許を受けた漁業協同組合に漁業種類として漁場計画に記載された魚種（漁業権対象魚種）の増殖を行うことが義務づけられている。そのため、漁協が行うべき増殖量の目安として、県内水面漁場管理委員会では各漁協に対し「増殖呈示量」を通知しています。

2 増殖呈示量の考え方

次の①と②の条件を呈示し、両方満たした場合に増殖呈示量を達成したとみなす。

① 令和 9 年は増殖呈示量の算出方法の見直しを行う。

令和 7 年および令和 8 年の実績から令和 9 年の増殖呈示量を算出する。

令和 9 年以降は、過去 2 年間の増殖量の平均の 50% 以上を呈示量とする。

なお、呈示量を満たしていないものについては、呈示量の 2 倍量を放流したものとして呈示量を算出することとする。

イメージ図

		R7	R8	R9
A 漁協	呈示量	100	100	60
	実績	120	120	-
B 漁協	呈示量	100	100	87.5
	実績	90	150	

$$\frac{120+120}{2} \times 0.5$$

$$\frac{(100 \times 2) + 150}{2} \times 0.5$$

② 前年の行使料及び遊漁料収入の合計の 30% 以上（湖沼を主要漁場とする漁協※は 20% 以上）を放流種苗費として支出すること。

※湖沼を主要漁場とする漁協

近藤沼漁協、日向漁協、城沼漁協、榛名湖漁協、赤城大沼漁協

3 呈示量の未達成の取扱い

呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施する。

4 増殖方法別の留意事項

(1) 放流種苗（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来（群馬県）の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に異種ウナギ（ビガーラ種やロストラータ種等）が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種（カラドジョウ）が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

なお、親魚放流を行う場合は、雌親魚1尾の損失が増殖効果を著しく低下させることから、水産試験場の技術指導を受けること。

(2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けるのが望ましい。また、人工産卵床造成後も管理を継続して行い、造成場所や産卵行動の有無等の記録を必ず残すこと。

5 各水産動物の呈示方法及び換算

(1) アユ

ア 水産動物 アユ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・稚魚と成魚関係なく重量(kg)で呈示を行う

(2) マス類

ア 水産動物 マス類（ヤマメ、イワナ、ニジマス等）

イ 増殖方法 種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・種苗放流（稚魚（35g 未満）、成魚（35g 以上）、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成を増殖方法とし、稚魚尾数（尾）で呈示を行う
- ・成魚（kg）で放流した場合については、以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{成魚} \cdot \text{親魚 (1kg)} = \text{稚魚 (1000 尾)}$$

- ・ヤマメの親魚放流用の親魚（kg）を放流した場合については、成魚（kg）と同様の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する
- ・ヤマメ、イワナを発眼卵で放流した場合については以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{発眼卵 (10 粒)} = \text{稚魚 (1 尾)}$$

- ・人工産卵床造成については、以下の計算式により換算する。

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = 1 \text{ か所}$$

- ・共第 15 号漁場については、増殖呈示量を最低 2 か所以上とする
- ・ヤマメ及びイワナ以外のマス類を増殖する共第 5 号（大塩貯水池のみ）及び共第 17 号漁場（榛名湖）については、ニジマス稚魚（尾）の最低増殖呈示量を 2 万尾以上（成魚換算で 20 kg）とする

(3) コイ

ア 水産動物 コイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種苗放流は自粛を引き続き継続して要請する

- ・増殖を希望する場合は、人工産卵床の造成による増殖方法が確立されているため、人工産卵床の造成について技術指導することが可能だが、呈示量としては示さない

(4) フナ

ア 水産動物 フナ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・人工産卵床造成については、以下の計算式により重量 (kg) に換算する

$$\text{人工産卵床 (1 m}^2\text{)} = \text{重量 (1.9kg)}$$

- ・最低増殖呈示量は 5 k g 以上とする

(5) ウグイ

ア 水産動物 ウグイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成、(種苗放流)

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成 (か所) で呈示を行う

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = 1 \text{ か所}$$

(6) オイカワ

ア 水産動物 オイカワ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成 (か所) で呈示を行う

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = 1 \text{ か所}$$

- ・最低増殖呈示量は 2 か所以上とする

(7) ウナギ

ア 水産動物 ウナギ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・最低増殖呈示量は5 k g 以上とする

(8) ドジョウ

ア 水産動物 ドジョウ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・最低増殖呈示量は5 k g 以上とする

(9) ワカサギ

ア 水産動物 ワカサギ

イ 増殖方法 卵放流（シュロ枠使用）、仔魚放流（筒型ふ化器使用）

ウ 考え方

- ・卵数（粒）で呈示を行う
- ・仔魚放流（筒型ふ化器）は、卵放流（シュロ枠）に比べて増殖効果が高いことが群馬県水産試験場の研究成果から明らかになっている
（筒型ふ化器：87.3%、シュロ枠：14.6%）
- ・仔魚放流（筒型ふ化器使用）した場合については、研究成果を参考に、以下の計算式により卵（粒）が放流されたものと換算する

$$\text{卵数（粒）} = \text{筒型ふ化器に収容した卵数（粒）} \times 6$$

(10) カジカ

ア 水産動物 カジカ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（か所）で呈示を行う

$$\text{人工産卵床（10個）} = 1 \text{ か所}$$

- ・最低増殖呈示量は2 か所以上とする

(11) モツゴ

ア 水産動物 モツゴ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・最低増殖呈示量は5 k g 以上とする

(12) ナマズ

ア 水産動物 ナマズ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・最低増殖呈示量は5 k g 以上とする

関係法令の抜粋（増殖呈示量）

漁業法

（内水面における第五種共同漁業の免許）

第 168 条 内水面における第五種共同漁業（第 60 条第 5 項第 5 号に掲げる第五種共同漁業をいう。次条第 1 項及び第 170 条第 1 項において同じ。）は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第 169 条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（第 171 条第 1 項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第 4 項及び第 6 項において同じ。）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

3、4 略